

身体障害者福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第6号

身体障害者福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第1条 身体障害者福祉法施行細則(昭和34年香川県規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>第11号様式(第12条関係)</p> <table border="1" data-bbox="188 552 853 1361"><tr><td style="text-align: right;">第 号</td></tr><tr><td style="text-align: right;">年 月 日</td></tr><tr><td style="text-align: center;">様</td></tr><tr><td style="text-align: right;">香川県知事 印</td></tr><tr><td>先に申請のあった身体障害者手帳の交付については、次の理由により交付しないことに決定しました。</td></tr><tr><td>なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、香川県知事に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</td></tr><tr><td>また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合には、これに対する<u>裁決</u>があったことを知った日)の翌日から起算して<u>6月</u>以内に、香川県を被告として提起することができます。</td></tr><tr><td>理由</td></tr></table>	第 号	年 月 日	様	香川県知事 印	先に申請のあった身体障害者手帳の交付については、次の理由により交付しないことに決定しました。	なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>3月</u> 以内に、香川県知事に対して <u>審査請求</u> をすることができます。	また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合には、これに対する <u>裁決</u> があったことを知った日)の翌日から起算して <u>6月</u> 以内に、香川県を被告として提起することができます。	理由	<p>第11号様式(第12条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1167 552 1832 1361"><tr><td style="text-align: right;">第 号</td></tr><tr><td style="text-align: right;">年 月 日</td></tr><tr><td style="text-align: center;">様</td></tr><tr><td style="text-align: right;">香川県知事 印</td></tr><tr><td>先に申請のあった身体障害者手帳の交付については、次の理由により交付しないことに決定しました。</td></tr><tr><td>なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、香川県知事に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。</td></tr><tr><td>また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(<u>異議申立て</u>をした場合には、これに対する<u>決定</u>があったことを知った日)の翌日から起算して<u>6箇月</u>以内に、香川県を被告として提起することができます。</td></tr><tr><td>理由</td></tr></table>	第 号	年 月 日	様	香川県知事 印	先に申請のあった身体障害者手帳の交付については、次の理由により交付しないことに決定しました。	なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に、香川県知事に対して <u>異議申立て</u> をすることができます。	また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日( <u>異議申立て</u> をした場合には、これに対する <u>決定</u> があったことを知った日)の翌日から起算して <u>6箇月</u> 以内に、香川県を被告として提起することができます。	理由
第 号																	
年 月 日																	
様																	
香川県知事 印																	
先に申請のあった身体障害者手帳の交付については、次の理由により交付しないことに決定しました。																	
なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>3月</u> 以内に、香川県知事に対して <u>審査請求</u> をすることができます。																	
また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合には、これに対する <u>裁決</u> があったことを知った日)の翌日から起算して <u>6月</u> 以内に、香川県を被告として提起することができます。																	
理由																	
第 号																	
年 月 日																	
様																	
香川県知事 印																	
先に申請のあった身体障害者手帳の交付については、次の理由により交付しないことに決定しました。																	
なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に、香川県知事に対して <u>異議申立て</u> をすることができます。																	
また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日( <u>異議申立て</u> をした場合には、これに対する <u>決定</u> があったことを知った日)の翌日から起算して <u>6箇月</u> 以内に、香川県を被告として提起することができます。																	
理由																	

(香川県公有財産規則の一部改正)

第2条 香川県公有財産規則(昭和39年香川県規則第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第13号様式(第25条関係)</p> <p>(日本工業規格A列4番)</p> <p>行政財産使用許可書</p> <p>申請者 住所 氏名 (法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名)</p> <p>次のとおり行政財産の使用を許可します。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。</p> <p>年 月 日</p> <p>香川県知事 印 (香川県教育委員会教育長 出先機関の長)</p> <p>記</p> <p>1 使用許可物件 (1) 所在 (2) 種類、構造及び数量</p> <p>2 使用目的</p> <p>3 使用許可期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>4 使用料 円(うち消費税及び地方消費税相当額 円)</p> <p>5 使用許可条件 (1) あらかじめ承認を得ないで他の用に使用し、又は原形を変更しないこと。 (2) 他の者に使用させ、又は担保に供しないこと。 (3) 公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、異議なく使用物件を返還すること。 (4) 県は、使用許可の取消しによって生じた損失を補償しない。 (5) 使用者は、使用物件について支出した有益費、必要費その他の費用を請求することができない。 (6) 使用料は、納期限までに納入すること。 (7) 使用料を納期限までに納入しないときは、県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例(平成22年香川県条例第2号)の規定に基づき、使用料に年5パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。 (8) 使用許可物件に係る管理諸経費は、別途通知する額を納期限までに納入すること。 (9) 管理諸経費を納期限までに納入しないときは、年5パーセントの割合で、県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例の規定に基づき計算した延滞金を徴収する。 (10) (その他)</p>	<p>第13号様式(第25条関係)</p> <p>(日本工業規格A列4番)</p> <p>行政財産使用許可書</p> <p>申請者 住所 氏名 (法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名)</p> <p>次のとおり行政財産の使用を許可します。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して異議申立て(審査請求)をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(異議申立て(審査請求)をした場合には、これに対する決定(裁決)があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。</p> <p>年 月 日</p> <p>香川県知事 印 (香川県教育委員会教育長 出先機関の長)</p> <p>記</p> <p>1 使用許可物件 (1) 所在 (2) 種類、構造及び数量</p> <p>2 使用目的</p> <p>3 使用許可期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>4 使用料 円(うち消費税及び地方消費税相当額 円)</p> <p>5 使用許可条件 (1) あらかじめ承認を得ないで他の用に使用し、又は原形を変更しないこと。 (2) 他の者に使用させ、又は担保に供しないこと。 (3) 公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、異議なく使用物件を返還すること。 (4) 県は、使用許可の取消しによって生じた損失を補償しない。 (5) 使用者は、使用物件について支出した有益費、必要費その他の費用を請求することができない。 (6) 使用料は、納期限までに納入すること。 (7) 使用料を納期限までに納入しないときは、県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例(平成22年香川県条例第2号)の規定に基づき、使用料に年5パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。 (8) 使用許可物件に係る管理諸経費は、別途通知する額を納期限までに納入すること。 (9) 管理諸経費を納期限までに納入しないときは、年5パーセントの割合で、県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例の規定に基づき計算した延滞金を徴収する。 (10) (その他)</p>

第15号様式（第26条関係）

（日本工業規格A列4番）

行政財産使用変更許可書

申請者 住所

氏名

（法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けで申請のあつた 年 月 日付け第

号による行政財産の使用許可の変更については、次のとおり許可します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

年 月 日

香川県知事 印  
（香川県教育委員会教育長）  
出先機関の長

記

項 目	変 更 前	変 更 後
1 所 在		
2 種類及び構造		
3 使用数量		
4 使用目的		
5 使用許可期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
6 使用料		
7 そ の 他		

第15号様式（第26条関係）

（日本工業規格A列4番）

行政財産使用変更許可書

申請者 住所

氏名

（法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けで申請のあつた 年 月 日付け第

号による行政財産の使用許可の変更については、次のとおり許可します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日（異議申立て（審査請求）をした場合には、これに対する決定（裁決）があつたことを知つた日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

年 月 日

香川県知事 印  
（香川県教育委員会教育長）  
出先機関の長

記

項 目	変 更 前	変 更 後
1 所 在		
2 種類及び構造		
3 使用数量		
4 使用目的		
5 使用許可期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
6 使用料		
7 そ の 他		

(生活保護法施行細則の一部改正)

第3条 生活保護法施行細則（平成2年香川県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																																								
<p>第19号様式（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ケースNo. _____ 様</p> <p style="text-align: center;">香川県 事務所長 印</p> <p style="text-align: center;">保護決定（変更）通知書</p> <p>生活保護法による保護を次のとおり したので通知します。</p> <p>1 保護の種類及び支給額</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>生活扶助</th> <th>住宅扶助</th> <th>教育扶助</th> <th>一時扶助</th> <th>合計</th> <th>本人支払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月分支給・追給額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月分支給・追給額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月分以降支給額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>一時扶助の内訳（再掲）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>生 活</th> <th>住 宅</th> <th>教 育</th> <th>介 護</th> <th>医 療</th> <th>出 産</th> <th>生 業</th> <th>葬 祭</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別 途 送 金 額 _____ 施設事務費 _____</p> <p>介護扶助自己負担月額 _____ 円（事業者名 _____）          _____ 円（事業者名 _____）          _____ 円（事業者名 _____）</p> <p>医療扶助自己負担月額 _____ 円</p> <p>2 支給日          毎月5日。ただし、当日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日の直前の日曜日等でない日とする。</p> <p>3 保護の _____ の時期</p> <p>4 保護を _____ した理由</p> <p>5 この決定通知書が申請受理後14日を経過した理由          ※ この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。          また、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。</p> </div>	種 類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	一時扶助	合計	本人支払額	月分支給・追給額							月分支給・追給額							月分以降支給額							生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭									<p>第19号様式（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ケースNo. _____ 様</p> <p style="text-align: center;">香川県 事務所長 印</p> <p style="text-align: center;">保護決定（変更）通知書</p> <p>生活保護法による保護を次のとおり したので通知します。</p> <p>1 保護の種類及び支給額</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>生活扶助</th> <th>住宅扶助</th> <th>教育扶助</th> <th>一時扶助</th> <th>合計</th> <th>本人支払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月分支給・追給額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月分支給・追給額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月分以降支給額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>一時扶助の内訳（再掲）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>生 活</th> <th>住 宅</th> <th>教 育</th> <th>介 護</th> <th>医 療</th> <th>出 産</th> <th>生 業</th> <th>葬 祭</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別 途 送 金 額 _____ 施設事務費 _____</p> <p>介護扶助自己負担月額 _____ 円（事業者名 _____）          _____ 円（事業者名 _____）          _____ 円（事業者名 _____）</p> <p>医療扶助自己負担月額 _____ 円</p> <p>2 支給日          毎月5日。ただし、当日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日の直前の日曜日等でない日とする。</p> <p>3 保護の _____ の時期</p> <p>4 保護を _____ した理由</p> <p>5 この決定通知書が申請受理後14日を経過した理由          ※ この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6日以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。          また、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。</p> </div>	種 類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	一時扶助	合計	本人支払額	月分支給・追給額							月分支給・追給額							月分以降支給額							生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭								
種 類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	一時扶助	合計	本人支払額																																																																																			
月分支給・追給額																																																																																									
月分支給・追給額																																																																																									
月分以降支給額																																																																																									
生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭																																																																																		
種 類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	一時扶助	合計	本人支払額																																																																																			
月分支給・追給額																																																																																									
月分支給・追給額																																																																																									
月分以降支給額																																																																																									
生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭																																																																																		

第20号様式（第6条関係）

保護申請却下通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県 事務所長 印

年 月 日付けで申請のあった生活保護法による保護については、次の理由により保護できないので却下します。

- 1 却下の理由
- 2 この通知が申請受理後14日を経過した理由

(教示) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

第20号様式（第6条関係）

保護申請却下通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県 事務所長 印

年 月 日付けで申請のあった生活保護法による保護については、次の理由により保護できないので却下します。

- 1 却下の理由
- 2 この通知が申請受理後14日を経過した理由

(教示) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

第62号様式（第25条関係）

第 号  
年 月 日

様

香川県 事務所長 印

就労自立給付金決定通知書

年 月 日付で申請のあった生活保護法による就労自立給付金について、  
下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 保護の廃止時期 年 月 日
- 3 支給を決定した理由
- 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法
- 5 この決定通知が申請受理後14日を経過した理由

備考

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して  
3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。  
また、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。
- 2 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることとなります。

第62号様式（第25条関係）

第 号  
年 月 日

様

香川県 事務所長 印

就労自立給付金決定通知書

年 月 日付で申請のあった生活保護法による就労自立給付金について、  
下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 保護の廃止時期 年 月 日
- 3 支給を決定した理由
- 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法
- 5 この決定通知が申請受理後14日を経過した理由

備考

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して  
60日以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。  
また、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。
- 2 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることとなります。

(香川県情報公開条例施行規則の一部改正)

第4条 香川県情報公開条例施行規則(平成12年香川県規則第148号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																						
<p>(実施状況の公表)</p> <p>第13条 条例第26条の規定による実施状況の公表は、公開請求の件数、公開決定、一部公開決定及び非公開決定の件数、<u>審査請求</u>の状況その他必要な事項について行うものとする。</p> <p>第2号様式(第4条関係)</p> <p style="text-align: center;">(日本工業規格A列4番)</p> <p style="text-align: center;">行政文書公開決定通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 閣</p> <p style="text-align: center;">(出先機関の長)</p> <p>年 月 日付けで公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開することと決定しましたので、香川県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。</p> <table border="1" data-bbox="188 847 775 1262"> <tr> <td>公開請求に係る行政文書</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">行政文書の公開の日時及び場所</td> <td>日時</td> <td>年 月 日 ( )</td> <td>午前 時 分 午後</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>事務担当課等</td> <td colspan="3">電話番号 ( ) -</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>注 1 行政文書の公開の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。</p> <p>2 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。</p> <p>3 この処分に対し香川県情報公開条例第15条第1項に規定する第三者から<u>審査請求</u>があったときは、行政不服審査法の規定により公開が停止される場合がありますので、御了承ください。</p>	公開請求に係る行政文書				行政文書の公開の日時及び場所	日時	年 月 日 ( )	午前 時 分 午後	場所			事務担当課等	電話番号 ( ) -			備考				<p>(実施状況の公表)</p> <p>第13条 条例第26条の規定による実施状況の公表は、公開請求の件数、公開決定、一部公開決定及び非公開決定の件数、<u>不服申立て</u>の状況その他必要な事項について行うものとする。</p> <p>第2号様式(第4条関係)</p> <p style="text-align: center;">(日本工業規格A列4番)</p> <p style="text-align: center;">行政文書公開決定通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 閣</p> <p style="text-align: center;">(出先機関の長)</p> <p>年 月 日付けで公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開することと決定しましたので、香川県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。</p> <table border="1" data-bbox="1173 839 1760 1254"> <tr> <td>公開請求に係る行政文書</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">行政文書の公開の日時及び場所</td> <td>日時</td> <td>年 月 日 ( )</td> <td>午前 時 分 午後</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>事務担当課等</td> <td colspan="3">電話番号 ( ) -</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>注 1 行政文書の公開の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。</p> <p>2 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。</p> <p>3 この処分に対し香川県情報公開条例第15条第1項に規定する第三者から<u>不服申立て</u>があったときは、行政不服審査法の規定により公開が停止される場合がありますので、御了承ください。</p>	公開請求に係る行政文書				行政文書の公開の日時及び場所	日時	年 月 日 ( )	午前 時 分 午後	場所			事務担当課等	電話番号 ( ) -			備考			
公開請求に係る行政文書																																							
行政文書の公開の日時及び場所	日時	年 月 日 ( )	午前 時 分 午後																																				
	場所																																						
事務担当課等	電話番号 ( ) -																																						
備考																																							
公開請求に係る行政文書																																							
行政文書の公開の日時及び場所	日時	年 月 日 ( )	午前 時 分 午後																																				
	場所																																						
事務担当課等	電話番号 ( ) -																																						
備考																																							

第3号様式（第4条関係）

（日本工業規格A列4番）

行政文書一部公開決定通知書

年 月 日

様

香川県知事 閣  
（出先機関の長）

年 月 日付けで公開請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので、香川県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公開請求に係る行政文書			
行政文書の公開の日時及び場所	日時	年 月 日 ( )	午前 時 分 午後 時 分
	場所		
公開しない部分			
公開しない理由			
事務担当課等	電話番号 ( ) —		
備考			

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

注 1 行政文書の公開の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。

2 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

3 この処分に対し香川県情報公開条例第15条第1項に規定する第三者から審査請求があったときは、行政不服審査法の規定により公開が停止される場合がありますので、御了承ください。

第3号様式（第4条関係）

（日本工業規格A列4番）

行政文書一部公開決定通知書

年 月 日

様

香川県知事 閣  
（出先機関の長）

年 月 日付けで公開請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので、香川県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公開請求に係る行政文書			
行政文書の公開の日時及び場所	日時	年 月 日 ( )	午前 時 分 午後 時 分
	場所		
公開しない部分			
公開しない理由			
事務担当課等	電話番号 ( ) —		
備考			

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立て（審査請求）をした場合には、これに対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

注 1 行政文書の公開の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。

2 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

3 この処分に対し香川県情報公開条例第15条第1項に規定する第三者から不服申立てがあったときは、行政不服審査法の規定により公開が停止される場合がありますので、御了承ください。



第4号様式（第4条関係）

（日本工業規格A列4番）

行政文書非公開決定通知書

年 月 日

様

香川県知事 閣

（出先機関の長）

年 月 日付で公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開しないことと決定しましたので、香川県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公開請求に係る行政文書	
公開しない理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

第4号様式（第4条関係）

（日本工業規格A列4番）

行政文書非公開決定通知書

年 月 日

様

香川県知事 閣

（出先機関の長）

年 月 日付で公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開しないことと決定しましたので、香川県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公開請求に係る行政文書	
公開しない理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立て（審査請求）をした場合には、これに対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

第14号様式（第12条関係）

（日本工業規格A列4番）

行政文書公開手数料減免不承認通知書

年 月 日

様

香川県知事 印  
（香川県病院事業管理者、出先機関の長）

年 月 日付で申請のありました行政文書の公開に係る手数料の減免については、次の理由により承認できませんので通知します。

手数料の減免申請に係る行政文書	
不承認の理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

注 この処分に苦情があるときは、行政不服審査法に基づく審査請求とは別に、香川県知事（香川県病院事業管理者、出先機関の長）に対して苦情の申出を行うこともできます。

第14号様式（第12条関係）

（日本工業規格A列4番）

行政文書公開手数料減免不承認通知書

年 月 日

様

香川県知事 印  
（香川県病院事業管理者、出先機関の長）

年 月 日付で申請のありました行政文書の公開に係る手数料の減免については、次の理由により承認できませんので通知します。

手数料の減免申請に係る行政文書	
不承認の理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事（香川県病院事業管理者）に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立て（審査請求）をした場合には、これに対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

注 この処分に苦情があるときは、行政不服審査法に基づく不服申立てとは別に、香川県知事（香川県病院事業管理者、出先機関の長）に対して苦情の申出を行うこともできます。

(香川県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第5条 香川県個人情報保護条例施行規則(平成17年香川県規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																						
<p>第3号様式(第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A列4番)</p> <p style="text-align: center;">保有個人情報開示決定通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印 (出先機関の長)</p> <p>年 月 日付で開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">開示する保有個人情報の内容</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保有個人情報の開示の日時及び場所</td> <td style="width: 5%;">日 時</td> <td style="width: 15%;">年 月 日 ( )</td> <td style="width: 20%;">午前 時 分 午後 時 分</td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>事務担当課等</td> <td colspan="3">電話番号 ( ) —</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>注 1 保有個人情報の開示の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。</p> <p>2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、本人、代理人又は遺族であることを証明する書類(運転免許証、旅券、戸籍謄本、本人の印鑑登録証明書を添付した委任状等)を提出し、又は提示してください。</p> <p>3 この処分に対し、香川県個人情報保護条例第24条第1項に規定する第三者から審査請求があったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。</p>	開示する保有個人情報の内容				保有個人情報の開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 ( )	午前 時 分 午後 時 分	場 所			事務担当課等	電話番号 ( ) —			備 考				<p>第3号様式(第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A列4番)</p> <p style="text-align: center;">保有個人情報開示決定通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印 (出先機関の長)</p> <p>年 月 日付で開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">開示する保有個人情報の内容</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保有個人情報の開示の日時及び場所</td> <td style="width: 5%;">日 時</td> <td style="width: 15%;">年 月 日 ( )</td> <td style="width: 20%;">午前 時 分 午後 時 分</td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>事務担当課等</td> <td colspan="3">電話番号 ( ) —</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>注 1 保有個人情報の開示の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。</p> <p>2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、本人、代理人又は遺族であることを証明する書類(運転免許証、旅券、戸籍謄本、本人の印鑑登録証明書を添付した委任状等)を提出し、又は提示してください。</p> <p>3 この処分に対し、香川県個人情報保護条例第24条第1項に規定する第三者から不服申立てがあったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。</p>	開示する保有個人情報の内容				保有個人情報の開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 ( )	午前 時 分 午後 時 分	場 所			事務担当課等	電話番号 ( ) —			備 考			
開示する保有個人情報の内容																																							
保有個人情報の開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 ( )	午前 時 分 午後 時 分																																				
	場 所																																						
事務担当課等	電話番号 ( ) —																																						
備 考																																							
開示する保有個人情報の内容																																							
保有個人情報の開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 ( )	午前 時 分 午後 時 分																																				
	場 所																																						
事務担当課等	電話番号 ( ) —																																						
備 考																																							

第4号様式（第6条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報一部開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県知事 印  
（出先機関の長）

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容				
保有個人情報の開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 ( )	午前	時 分
	場 所			
開示しない部分				
開示しない理由				
事務担当課等	電話番号 ( ) —			
備考				

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

- 注 1 保有個人情報の開示の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、本人、代理人又は遺族であることを証明する書類（運転免許証、旅券、戸籍謄本、本人の印鑑登録証明書添付した委任状等）を提出し、又は提示してください。
- 3 この処分に対し、香川県個人情報保護条例第24条第1項に規定する第三者から審査請求があったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。

第4号様式（第6条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報一部開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県知事 印  
（出先機関の長）

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容				
保有個人情報の開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 ( )	午前	時 分
	場 所			
開示しない部分				
開示しない理由				
事務担当課等	電話番号 ( ) —			
備考				

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立て（審査請求）をした場合には、これに対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

- 注 1 保有個人情報の開示の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、本人、代理人又は遺族であることを証明する書類（運転免許証、旅券、戸籍謄本、本人の印鑑登録証明書添付した委任状等）を提出し、又は提示してください。
- 3 この処分に対し、香川県個人情報保護条例第24条第1項に規定する第三者から不服申立てがあったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。

第5号様式（第6条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県知事 印  
（出先機関の長）

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示しないことと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示しない理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

第5号様式（第6条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県知事 印  
（出先機関の長）

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示しないことと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示しない理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立て（審査請求）をした場合には、これに対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

第15号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県知事 印  
(出先機関の長)

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をしないことと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第31条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正をしない理由	
事務担当課等	電話番号( ) —
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

第15号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県知事 印  
(出先機関の長)

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をしないことと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第31条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正をしない理由	
事務担当課等	電話番号( ) —
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立て（審査請求）をした場合には、これに対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

第22号様式（第21条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県知事 閣  
（出先機関の長）

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のおり利用停止をしないことと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第39条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止をしない理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

第22号様式（第21条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県知事 閣  
（出先機関の長）

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のおり利用停止をしないことと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第39条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止をしない理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立て（審査請求）をした場合には、これに対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

(香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第6条 香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成21年香川県規則第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第2号様式(第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">(日本工業規格A列4番)</p> <p style="text-align: center;">認定しない旨の通知書</p> <p style="text-align: center;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">香川県知事 団</p> <p>次のとおり長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の認定をしないこととしたので、香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第5条第1項の規定により通知します。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この<u>処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。</u></p> <p><u>また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請年月日</li> <li>2 申請者の住所</li> <li>3 当該変更認定を受ける前の長期優良住宅建築等計画の認定番号</li> <li>4 認定に係る住宅の位置</li> <li>5 認定に係る住宅の構造</li> <li>6 認定しない理由</li> </ol>	<p>第2号様式(第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">(日本工業規格A列4番)</p> <p style="text-align: center;">認定しない旨の通知書</p> <p style="text-align: center;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">香川県知事 団</p> <p>次のとおり長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の認定をしないこととしたので、香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第5条第1項の規定により通知します。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に香川県知事に対して異議申立てをすることができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請年月日</li> <li>2 申請者の住所</li> <li>3 当該変更認定を受ける前の長期優良住宅建築等計画の認定番号</li> <li>4 認定に係る住宅の位置</li> <li>5 認定に係る住宅の構造</li> <li>6 認定しない理由</li> </ol>



第3号様式（第5条関係）

（日本工業規格A列4番）

承認しない旨の通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県知事 閣

次のとおり長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の承認をしないこととしたので、香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第5条第2項の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 長期優良住宅建築等計画の認定番号
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 承認しない理由

第3号様式（第5条関係）

（日本工業規格A列4番）

承認しない旨の通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県知事 閣

次のとおり長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の承認をしないこととしたので、香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第5条第2項の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に香川県知事に対して異議申立てをすることができます。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 長期優良住宅建築等計画の認定番号
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 承認しない理由

第7号様式（第8条関係）

（日本工業規格A列4番）

認定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県知事 印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定により認定を取り消したので、同条第2項の規定により次のとおり通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

記

- 1 認定年月日・認定番号  
年 月 日 第 号
- 2 認定を取り消した理由

第7号様式（第8条関係）

（日本工業規格A列4番）

認定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県知事 印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定により認定を取り消したので、同条第2項の規定により次のとおり通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に香川県知事に対して異議申立てをすることができます。

記

- 1 認定年月日・認定番号  
年 月 日 第 号
- 2 認定を取り消した理由

(都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第7条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成24年香川県規則第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第2号様式(第5条関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A列4番)</p> <p style="text-align: center;">認定をしない旨の通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> <p>次の認定(変更認定)の申請については、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項(第55条第1項)の認定をしないこととしたので、都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第5条の規定により通知します。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、香川県知事に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合には、これに対する<u>裁決</u>があったことを知った日)の翌日から起算して<u>6月</u>以内に、香川県を被告として提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"><li>低炭素建築物新築等計画の認定(変更認定)申請年月日 年 月 日</li><li>認定(変更認定)申請に係る建築物の位置</li><li>認定(変更認定)をしない理由</li></ol>	<p>第2号様式(第5条関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A列4番)</p> <p style="text-align: center;">認定をしない旨の通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> <p>次の認定(変更認定)の申請については、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項(第55条第1項)の認定をしないこととしたので、都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第5条の規定により通知します。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、香川県知事に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(<u>異議申立て</u>をした場合には、これに対する<u>決定</u>があったことを知った日)の翌日から起算して<u>6箇月</u>以内に、香川県を被告として提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"><li>低炭素建築物新築等計画の認定(変更認定)申請年月日 年 月 日</li><li>認定(変更認定)申請に係る建築物の位置</li><li>認定(変更認定)をしない理由</li></ol>

第6号様式（第9条関係）

（日本工業規格A列4番）

認定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県知事 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定により同法第54条第1項の認定を取り消すので、都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第9条の規定により次のとおり通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号  
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 認定を取り消す理由

第6号様式（第9条関係）

（日本工業規格A列4番）

認定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県知事 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定により同法第54条第1項の認定を取り消すので、都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第9条の規定により次のとおり通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立てをした場合には、これに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号  
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 認定を取り消す理由

(香川県特定歴史公文書等の利用等に関する規則の一部改正)

第8条 香川県特定歴史公文書等の利用等に関する規則（平成26年香川県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																												
<p>第2号様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A列4番）</p> <p style="text-align: center;">特定歴史公文書等利用決定通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: center;">香川県立文書館長 印</p> <p>年 月 日付けで利用請求のありました特定歴史公文書等の利用については、次のとおりその全部を利用に供することと決定しましたので、香川県公文書等の管理に関する条例第17条第1項の規定により通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">利用請求に係る 特定歴史公文書等</td> <td style="width: 15%;">文書番号</td> <td colspan="2">特定歴史公文書等の名称</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特定歴史公文書等の 利用の日時及び場所</td> <td>日時</td> <td colspan="2">年 月 日 ( ) 午前 時 分 午後 時 分</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td colspan="2">香川県立文書館</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td colspan="3">電話番号 ( ) —</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>注 1 特定歴史公文書等の利用の日時に都合の悪いときは、あらかじめ上記連絡先に連絡してください。</p> <p>2 特定歴史公文書等を利用する際には、この通知書を提示してください。</p> <p>3 この処分に対し香川県公文書等の管理に関する条例第20条第1項又は第2項に規定する第三者から審査請求があったとき等には、行政不服審査法の規定により利用が停止される場合がありますので、御了承ください。</p>	利用請求に係る 特定歴史公文書等	文書番号	特定歴史公文書等の名称					特定歴史公文書等の 利用の日時及び場所	日時	年 月 日 ( ) 午前 時 分 午後 時 分		場所	香川県立文書館		連絡先	電話番号 ( ) —			備考				<p>第2号様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A列4番）</p> <p style="text-align: center;">特定歴史公文書等利用決定通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: center;">香川県立文書館長 印</p> <p>年 月 日付けで利用請求のありました特定歴史公文書等の利用については、次のとおりその全部を利用に供することと決定しましたので、香川県公文書等の管理に関する条例第17条第1項の規定により通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">利用請求に係る 特定歴史公文書等</td> <td style="width: 15%;">文書番号</td> <td colspan="2">特定歴史公文書等の名称</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特定歴史公文書等の 利用の日時及び場所</td> <td>日時</td> <td colspan="2">年 月 日 ( ) 午前 時 分 午後 時 分</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td colspan="2">香川県立文書館</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td colspan="3">電話番号 ( ) —</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>注 1 特定歴史公文書等の利用の日時に都合の悪いときは、あらかじめ上記連絡先に連絡してください。</p> <p>2 特定歴史公文書等を利用する際には、この通知書を提示してください。</p> <p>3 この処分に対し香川県公文書等の管理に関する条例第20条第1項又は第2項に規定する第三者から不服申立てがあったとき等には、行政不服審査法の規定により利用が停止される場合がありますので、御了承ください。</p>	利用請求に係る 特定歴史公文書等	文書番号	特定歴史公文書等の名称					特定歴史公文書等の 利用の日時及び場所	日時	年 月 日 ( ) 午前 時 分 午後 時 分		場所	香川県立文書館		連絡先	電話番号 ( ) —			備考			
利用請求に係る 特定歴史公文書等		文書番号	特定歴史公文書等の名称																																										
特定歴史公文書等の 利用の日時及び場所	日時	年 月 日 ( ) 午前 時 分 午後 時 分																																											
	場所	香川県立文書館																																											
連絡先	電話番号 ( ) —																																												
備考																																													
利用請求に係る 特定歴史公文書等	文書番号	特定歴史公文書等の名称																																											
特定歴史公文書等の 利用の日時及び場所	日時	年 月 日 ( ) 午前 時 分 午後 時 分																																											
	場所	香川県立文書館																																											
連絡先	電話番号 ( ) —																																												
備考																																													

第3号様式（第7条関係）

（日本工業規格A列4番）

特定歴史公文書等一部利用決定通知書

年 月 日

様

香川県立文書館長 印

年 月 日付けで利用請求のありました特定歴史公文書等の利用については、次のとおりその一部を利用に供することと決定しましたので、香川県公文書等の管理に関する条例第17条第1項の規定により通知します。

利用請求に係る 特定歴史公文書等	文 書 番 号		特定歴史公文書等の名称		
特定歴史公文書等の 利用の日時及び場所	日 時	年 月 日 ( )		午前 午後	時 分
	場 所	香川県立文書館			
利用に供しない部分					
利用に供しない理由					
連 絡 先	電話番号 ( ) —				
備 考					

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

- 注 1 特定歴史公文書等の利用の日時に都合の悪いときは、あらかじめ上記連絡先に連絡してください。
- 2 特定歴史公文書等を利用するには、この通知書を提示してください。
- 3 この処分に対し香川県公文書等の管理に関する条例第20条第1項又は第2項に規定する第三者から審査請求があったとき等には、行政不服審査法の規定により利用が停止される場合がありますので、御了承ください。

第3号様式（第7条関係）

（日本工業規格A列4番）

特定歴史公文書等一部利用決定通知書

年 月 日

様

香川県立文書館長 印

年 月 日付けで利用請求のありました特定歴史公文書等の利用については、次のとおりその一部を利用に供することと決定しましたので、香川県公文書等の管理に関する条例第17条第1項の規定により通知します。

利用請求に係る 特定歴史公文書等	文 書 番 号		特定歴史公文書等の名称		
特定歴史公文書等の 利用の日時及び場所	日 時	年 月 日 ( )		午前 午後	時 分
	場 所	香川県立文書館			
利用に供しない部分					
利用に供しない理由					
連 絡 先	電話番号 ( ) —				
備 考					

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

- 注 1 特定歴史公文書等の利用の日時に都合の悪いときは、あらかじめ上記連絡先に連絡してください。
- 2 特定歴史公文書等を利用するには、この通知書を提示してください。
- 3 この処分に対し香川県公文書等の管理に関する条例第20条第1項又は第2項に規定する第三者から不服申立てがあったとき等には、行政不服審査法の規定により利用が停止される場合がありますので、御了承ください。

第4号様式（第7条関係）

（日本工業規格A列4番）

特定歴史公文書等利用制限決定通知書

年 月 日

様

香川県立文書館長 印

年 月 日付けで利用請求のありました特定歴史公文書等については、次のとおりその全部を利用に供しないことと決定しましたので、香川県公文書等の管理に関する条例第17条第2項の規定により通知します。

	文 書 番 号	特定歴史公文書等の名称
利用請求に係る 特定歴史公文書等		
利用に供しない理由		
連 絡 先	電話番号（ ） —	
備 考		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

第4号様式（第7条関係）

（日本工業規格A列4番）

特定歴史公文書等利用制限決定通知書

年 月 日

様

香川県立文書館長 印

年 月 日付けで利用請求のありました特定歴史公文書等については、次のとおりその全部を利用に供しないことと決定しましたので、香川県公文書等の管理に関する条例第17条第2項の規定により通知します。

	文 書 番 号	特定歴史公文書等の名称
利用請求に係る 特定歴史公文書等		
利用に供しない理由		
連 絡 先	電話番号（ ） —	
備 考		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。